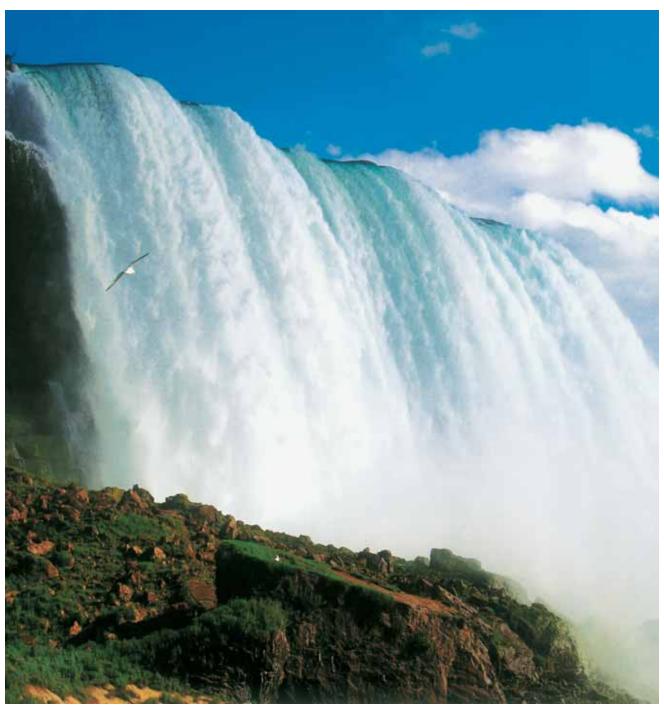
ふれまし、

第49号









法人の皆さまに 法人番号をお届けします。

法人番号 (13桁) は広く一般に 公表され、どなたでも自由に ご利用いただけます。

平成 27年 10月から、 1法人に1つ法人番号を指定し、 「登記上の本店所在地」に 通知書を郵送します。

※ 法人の支店・事業所等や個人事業者は 対象ではありません。



インターネットで

名称

所在地

が公表されます。

名称・所在地の変更登記がお済みでない場合は、管轄の法務局で申請手続をお願いします。

法人番号の最新情報は、国税庁HPのトップページの 監験機関機会がある。

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバーのコールセンター (全国共涌ナビダイヤル)

0570 - 20 - 0178

❸ 国税庁

残暑お見舞い申し上げます



会 長 竹 林 武 一

副会長鈴木秀昭

〃 中川 千惠子

" 友清勲男

〃 橋本幸司

" 伊藤歳恭

青年部会長 山路貴裕

女性部会長 廣田 都

〔法人会の理念〕

法人会は税のオピニオンリーダーとして



企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である

●●● 津法人会のホームページアドレスが変わりました ●●● http://www.tsu-hojinkai.or.jp



ごあいさつ

津税務署長 池田 永

公益社団法人津法人会の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

本年7月の定期人事異動により、名古屋国税局総務部厚生課長から津税務署長を拝命いたしました池田 でございます。前任の若山同様、よろしくお願い申し上げます。

私は津税務署での勤務は初めてでございますが、当地は県庁所在地として三重県の行政、文化、教育の中心地であるとともに、自然環境に恵まれた気候温暖で人情味あふれる土地柄であると伺っており、当地で勤務する機会を得ましたことを大変光栄に思っております。

さて、津法人会は、昭和29年の会発足以来、永年にわたり法人会の「基本的指針」に則り、会員の皆様のニーズに合った事業活動を展開され、税務研修会はもとより、税に関する映画鑑賞会や租税教室といった税の広報活動などに積極的に取り組まれ、税知識の普及や納税意識の向上と企業及び社会の健全な発展に多大な貢献をされておられます。

これもひとえに、役員の皆様をはじめ、会員の皆様の永年にわたるご尽力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化、事務処理の効率化の要請などにより大きく変化しております。

こうした状況に対して、私ども国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に 投下するほか、実地調査以外の、例えば書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者 の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要がある と考えております。

津法人会におかれましては、昨年4月から自主点検チェックシートを活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」を実施していただいております。

この取組は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにつながるものであり、本年4月より国税庁の後援事業となっております。

私共は、こういった活動を通じまして、今後とも皆様との連携・協調を一層図ってまいりたいと考えておりますので、積極的な取組を是非よろしくお願い申し上げます。

また、「社会保障・税番号制度」いわゆる「マイナンバー制度」につきましては、本年10月から個人番号及び法人番号の通知が始まり、来年1月から、社会保障・税・災害対策の3分野での利用が順次開始され、申告書や法定調書などの税務関係書類に番号を記載していただくこととなります。

番号制度の利用開始が間近に迫る中、政府は、制度の円滑な導入に向け周知・広報を実施しているところであります。

国税当局といたしましても、ホームページ等を通じた情報提供や関係民間団体が開催する説明会への講師派遣などに取り組んでいるところであり、引き続き、法人会の皆様のお力添えをいただきながら、あらゆる機会を捉え、積極的な周知・広報を実施してまいりたいと考えております。

今後とも、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人津法人会のますますのご発展と、会員皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を 心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます

津税務署



署 長 池田 永氏



筆頭副署長 小倉 康彦氏



副署長 橋本 貴好氏



筆頭特別国税調査官 吉元 耕志氏



特別国税調查官 大神 崇朗氏



法 人 課 税 第一統括官 小澤 伸之 氏



法 人 課 税 第二統括官 **丸橋 孝二氏**



法 人 課 税 第三統括官 **酒向 一孝 氏**



法 人 課 税 連絡調整官 古川 克也氏

津税務署(新)幹部プロフィール

- ① 出身地
- ② 前任署
- ③ 津税務署への勤務と津の印象
- ④ 法人会員へ一言
- ⑤ 法人会への要望
- ⑥ 趣味・モットー



◎ 署長

永 氏 池 oxdot

- ① 愛知県名古屋市
- ② 名古屋国税局 総務部 厚生課長
- ③ 津税務署への勤務は初めてです。城下町特有の落ち着いた雰囲 気と県政の中心地としての意気込みが同時に感じられるところ という印象です。
- ④ 法人会員の皆様のニーズを踏まえて、税務署として可能な支援 を行っていきたいと思いますので、事務局を通じ遠慮なくお申 し付けください。
- ⑤ 日本の企業環境が目まぐるしい勢いで変化する中で、それに合わせて法人会の活 動等も変化していくことになるのではないかと思われますので、どしどし意見を お聞かせください。
- ⑥ 趣味は、土・日・休祝日を除く毎日30分から40分かけて行う筋肉トレーニングで す。

モットーは、チャップリンの映画「ライムライト」で歌われた「Smile」 (全節) です。日本風に言うと、ひょっこりひょうたん島のテーマ曲の一節「苦 しいこともあるだろさ、悲しいこともあるだろさ、だけどぼくらはくじけない、 泣くのはいやだ笑っちゃおしです。



◎ 副署長

橋 畕 本 好氐

- ① 愛知県名古屋市
- ② 熱田税務署 総務課長
- 三重県内の勤務は3度目ですが、津税務署は初めての勤務とな ります。
 - 三重県の政治・行政・文化の中心地にふさわしい、落ち着いた 街並みが印象的です。
- ④ 日頃の税務行政に対するご理解とご協力に感謝申し上げます。 今後も、社会貢献活動を中心に活発な活動をお願いいたします。
- ⑤・⑥ 趣味は、ウインドサーフィン(30年)とカイトサーフィン(15年)です。 Big Waveに乗った時は最高です!!! 「何事にも一生懸命、誠実に」をモットーに取り組んでいきたいと思っています。 どうぞよろしくお願いいたします。



◎ 法人課税第一部門統括国税調査官

小澤伸之氏

- ① 愛知県豊田市
- ② 名古屋国税局 課税第二部 法人課税課 国際税務専門官
- ③ 三重県での勤務は初めてとなります。 自然環境に恵まれた街並みであると感じました。
- ④ 日頃の事業活動がある中、貴重なお時間を割いて法人会活動に 従事されている会員の皆様に感謝申し上げます。 今後とも引き続きよろしくお願いします。
- ⑤ 活発な活動を展開されるとともに、より一層、組織力を高められることをご期待申し上げます。
- ⑥ 特にこれといった趣味はありません。何事も明るく前向きに取り組むことをモットーとしています。



◎ 法人課税第二部門統括国税調査官

丸 橋 孝 二氏

- ① 三重県亀山市
- ② 伊勢税務署 法人課税第二部門 統括国税調查官
- ③ 津税務署勤務は初めてです。 三重県の中心地でありながら、落ち着いた街と海、山に囲まれた自 然豊かな住み良い所であると感じられます。
- ④ 日頃の税務行政に対してご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

引き続き会員皆様の積極的な会活動をお願いします。

- ⑤ 税務知識の普及と納税意識の向上に向けた活動をお願いします。
- ⑥ 趣味は、ポタリング(小径折りたたみ自転車での小旅行)です。 モットーは、何事にも一生懸命に取り組むことに心掛けています。



◎ 法人課税第三部門統括国税調査官

酒 向 一 孝氏

- ① 静岡県浜松市
- ② 名古屋国税局 総務部 税務相談室 税務相談官
- ③ 三重県での勤務は初めてです。 津税務署勤務を命じられ、津のイメージとして、「うなぎ」と「津 ぎょうざ」が真っ先に思い浮かびました。
- ④ 日頃はご多忙の中、税務行政に対しご協力を賜り、ありがとうございます。
- ⑤ 今後も、税務行政に対する良き理解者として、ご協力賜りたく存じます。
- ⑥ 趣味は、野球観戦(中日ドラゴンズ)です。 「健康第一」を基本とし、メリハリある仕事を心掛けています。

第3回 通常総会

公益社団法人津法人会の第3回通常総会は5月19日(火)津都ホテルにて、津税務署 長 若山茂様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り開催されました。

総会は、司会 宮木総務委員長の「開会のことば」で始まり、来賓紹介、会長挨拶のあと竹林会長を議長に選出し議事に入りました。

第1号議案「平成26年度収支決算報告承認の件(監査報告)」について事務局から説明があり、議場に諮り満場一致で承認。続いて第2号議案「任期満了に伴う役員選任の件」について、議場に諮り満場一致で承認されました。次に「平成26年度事業報告」と「平成27年度事業計画と収支予算」について報告がされました。

また優秀経理担当者表彰として12名の方ならびに研修会優良出席会員表彰として1社に竹林会長から表彰状と記念品が贈呈されました。

最後に、来賓を代表して津税務署長 若山茂様、三重県津総合県税事務所長 篠原誠様、津市税務・財産管理担当理事 (兼) 特別滞納整理推進担当理事 内田政宏様から祝辞を賜り、盛会のうちに終了しました。

引き続き、記念講演として政治評論家 加藤清隆氏をお招きし「世界の中の日本」と題して講演を行いました。



<記念講演> ||||||||||||||||

『世界の中の日本』

講師 政治評論家 加藤清隆様



<表彰>



〔優秀経理担当者表彰〕

〔順不同・敬称略〕

氏 名	会 社 名	氏 名	会 社 名
池 山 由里子	(株)ジャパンスポーツ運営	高橋 惠子	(公財)三重県立美術館協力会
岩津ゆかり	三重トヨタ自動車㈱	橋 本 和 子	(株)三重空調
川端勇希	(医)久居病院	東谷崇史	三重いすゞ自動車㈱
久保元 重 晴	東海土建㈱	藤田充彦	トヨタ部品三重共販㈱
近藤歌苗	中部電力(㈱) 三重支店	山本純子	ダイワ空調設備(株)
勢力洋子	関西紙業(株)	渡邊匡孝	三重シンリョー設備㈱

〔研修会優良出席会員表彰〕

会 社 名	氏 名						
旭電器工業株式会社	代表取締役社長 橋 本 幸 司 様						

事業計画

平成27年度事業計画

(平成27年4月1日~平成28年3月31日)

● 基本計画 ●

公益社団法人津法人会は、定款の目的に則り健全な公益団体として、組織・財政基盤の確立に努めつつ、税務当局をはじめ関係民間団体との協調のもとに納税意識の向上に努めるとともに、よき経営者を目指す者の団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、これを通じて税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献する。

また、公益法人制度改革の関連法を踏まえ、法人会の一層の公益性・透明性を確保し、安定的な財政 基盤、活力ある組織を目指し、積極的に事業活動を展開し法人運営の適正化を図る。

現在法人会が直面している問題として組織の維持及び財政基盤の確立のための会員増強が有ります。また、 当会においては従来から法人会の目的を遂行するため様々の事業に積極的に取り組んでまいりましたが、 簡保手数料の減少により従来通りの事業運営は困難となります。

その結果、従来から実施されてきた事業全般を見直すとともに、信頼される法人会として①社会貢献活動及び魅力ある研修活動の展開、②極めて公益性の高い事業の充実、③組織・財政の充実強化に努めたいと存じます。

平成27年度の事業計画は次のとおり。

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図る為の事業(公1)

【事業の趣旨】

本本会は、名古屋国税局より社団法人の許可を受け、創設以来今日に至るまで、税に関する研修会や説明会、税情報の発信などの事業をおこなうことで税知識の普及に努め、税に関する各種コンクールや租税教室、租税教育活動などの事業を行うことで納税意識の高揚に努め、また、税制・税務に関する提言などの事業をおこなうことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

【事業の内容】

(1) 税知識の普及を目的とする事業

① 税務研修会

自宣に合わせて税制改正、法人税の申告や確定申告・年末調整の解説など正しい税識の普及に関して、本会、支部、青年部会、女性部会がそれぞれ企画し、津税務署の担当官や税理士などの税の専門家による研修会やセミナー、説明会を開催することで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

[本会]

(イ) 税制改正セミナー

津商工会議所と共催で税制改正に関する説明会を開催する。

(口) 税制改正説明会

津税務署法人課税担当官が講師になり改正税法の説明会を開催する。

〔支部〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

[青年部会]

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

[女性部会]

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

② 决算法人説明会

各決算月の法人を対象に、決算や税務申告の留意点についての説明会を開催することで適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

③ 新設法人説明会

津税務署管内に新しく設立された全法人を対象に、事業の開始に際しての法人税法の留意点・税務 上必要な申請・届出等についての説明会を津税務署と開催することで、適正・公平な申告納税制度の 維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

④ ホームページ及び広報誌による税情報の発信

本会のホームページでは、各種研修会、講演会の開催状況を掲載するとともに、税に関する情報等(改正税法等)を掲載する。

また、本会の広報誌「ふれあい」に津税務署、津県税事務所、津市役所提供の税に関する情報、改正事項、連絡事項等を掲載する。

上記のような税情報の発信を通じて、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な 執行に寄与することを目的とする。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

本会は、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育活動を通じて納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

① 夏休み親子映画会

津税務署管内の小学低学年の親子を対象に、本会の女性部会が主管となり、租税教育用DVDの上映や税金の使途の説明を行う事で、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。多くに方に来場してもらうためにアニメ等の上映をあわせておこなう。

② 税に関する絵はがきコンクール

津税務署管内の小学高学年を対象として、女性部会が主管となり、「税に関する絵はがきコンクール」 を実施する。

応募作品の内容は、税に関する絵(税金で造られた建物・施設、税金で購入されている物品、税金で行われている仕事等)を、絵はがきに書くことで、楽しみながら納税意識の高揚を図ることを目的とする。

③ 租税教室

津税務署管内の小学5年生を対象に、青年部会が主管となり、毎年2校程度を訪問し租税教育用DV Dの上映や税金の使途等の解説をし、小学生が楽しみながら税の必要性や税を身近に感じるような納税意識の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

④ 「税を考える週間」広報活動

国税庁が毎年11月11日から11月17日までの間に行う「税を考える週間」における行事の一環として、本会を含む津税務連絡協議会として「中・高校生の税に関する作文」、「小・中学生の税に関する標語」、「小学生の税に関する習字」の展示及び優秀作品への表彰を行う事で納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

⑤ 「税の広場」における租税教育活動

市の祭りなどの地域イベントに際して、「税の広場」(津税務連絡協議会)として租税教育活動を行う。本会は特に来場者に対して税金クイズを実施し、楽しみながら税の大切さを学んでもらう事で納税

意識の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

⑥ 租税教育用下敷き等の配布活動

津税務署管内の小学5年生を対象に、国と津市の税金の使途の解説をした下敷きや税に関するパンフレットを配布することで納税意識の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

(3) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

会員を中心に税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人三重県法人会連合会を通じて全法連に上申する。税制及び税務に関する提言は、すべての企業に関連した内容となっている。全法連では、決議された要望事項を有効なものとするため国レベル、単位会(各法人会)レベルで関係機関等に対し要望している。本会では、法人会全国大会で発表された税制及び税務に関する提言を津税務署管内の国会議員、津市、津市議会に提出している。

また、全国青年の集い、全国女性フォーラム、青年部連絡協議会・女性部連絡協議会では、税制、 財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業(公2)

【事業の趣旨】

法人会では、地域に根ざす法人会の活動の重要な柱の1つとして、平成4年から「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」することを基本的指針に掲げている。そして、平成8年度より全国の法人会が各地域において社会貢献事業を積極的に行うこととなった。本会も、津税務署管内の地域企業の経営に役立つ簿記講座や研修会の開催を通じた「地域企業の健全な発展に資する事業」を実施し、また、中小企業単独では難しい企業の社会的責任(CSR)を果たすため、団体としての組織力を活用し「地域社会への貢献を目的とする事業」を行うことで、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

【事業の内容】

(1) 地域企業の健全な発展に資する事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るためには、その地域に存する地域企業の健全な発展をし、納税や雇用機会を確保することが必要不可欠といえる。そのため、次の活動を行う事によって地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

① 初級複式簿記講座

津税務署管内の全法人で新たに経理担当者になったもの、新採用者を対象に具体例による複式簿記を学習し、誤りのない経理処理により企業会計を健全なものとする講座として津商工会議所と共催で実施し、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

② 経営研修会

本会、支部、青年部会、女性部会単位で、環境関係、社会保険関係、法律関係、資金融資関係、健康関係及びモチベーションアップ関係の経営に役立つ項目についての研修を企画・開催し、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

(2) 地域社会への貢献を目的とする事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域住民に対して、次のような事業を実施し、地域社会への貢献を目的とする事業である。

① 講演会及び研修会

地域社会への貢献を目的として、毎年選定したテーマに基づき他で講演等の実績のある講演者や専門家を招いて、健康、文化や芸術等に関する講演会や研修会を行う事を通じて、地域社会への貢献を目的とする。

② 地域におけるボランティア活動

地域住民が参加しやすいボランティア活動の場の提供をしたりすることを通じて、地域社会への貢献

を目的とする。具体的には、使用済みインクカートリッジの回収活動、古切手等の収集を女性部会の研修会等において実施し、公益財団法人ジョイセフを通じて、途上国の妊産婦や女性を守る活動に参加する機会を提供する。

II 収益事業等

1. 会員の福利厚生等に資する事業(収1)

(1) 保険事業

団体加入による優遇制度を利用した本会会員企業・経営者等への経営者大型総合保障制度やがん保険制度への加入を推進している。本会会員企業は、団体保険料により割安な保険料で加入することが出来る。

(2) 貸倒保証制度の普及・推進

会員企業の取引先の法的な倒産、もしくは遅延等の発生により売上債権が回収できなくなった場合、 会員企業が被る損害の一定部分をカバーする貸倒保証制度の普及・推進を行う。

(3) 提携ローンの案内・周知

株式会社百五銀行(百五ビジネスローン)に借入を希望する会員が利用できる制度の案内・周知を行う。

(4) 生活習慣病健診

会員企業の経営者、従業員、家族を対象として健康な日々を送るため、財団法人全日本労働福祉協会 三重県支部による生活習慣病健診を実施する。

2. 会員の交流に資するための事業(他1)

(1) 会員交流事業

① 情報交換会

本会及び各部会は、総会や理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

② 支部施設等見学会

支部ではバスなどを利用し、施設等の見学会を行う。車中では津税務署で借用したDVDの映写による納税意識の高揚を図るなど税に関する知識を深めるとともに、参加者の交流を深めることを目的とする。

③ 部会企業交流会

イ 青年部会

税務研修や経営研修等の終了後に、参加者の一層の親交を深めることを目的とする。

口 女性部会

バスなどを利用し、施設等の見学会を行う。車中では税金クイズを行い、税に関する知識を深めるとともに参加者の交流を深めることを目的とする。

④ その他の事業

県連各委員会・専務理事会議終了後、当年度の活動方針、重点施策等について他の単位会と協議を 行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

3. 会員增強事業

理事、支部役員、部会役員懇談会

本会の運営に携わっている役員、支部役員並びに部会役員等が、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

平成27年度 収支予算書(損益ベース)

(平成27年4月1日~平成28年3月31日まで)

(単位:円)

				(単位:円)
科 目		予 算 額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1	1, 250	1, 250	0
基本財産受取利息	2	1, 250	1, 250	0
受取会費	3	15, 579, 000	15, 700, 000	-121, 000
正会員受取会費	4	15, 550, 000	15, 700, 000	-150, 000
賛助会員受取会費	5	29, 000	0	29, 000
事業収益	6	4, 750, 000	3, 820, 000	930, 000
研修事業収益	7	980, 000	150, 000	830, 000
広報事業収益	8	120, 000	120, 000	0
福利厚生事業収益	9	550, 000	850, 000	-300, 000
会員親睦事業収益	10	3, 100, 000	2, 700, 000	400, 000
受取補助金等	11	10, 697, 700	9, 983, 200	714, 500
受取県連補助金	12	250, 000	100, 000	150, 000
受取全法連助成金振替額	13	10, 447, 700	9, 883, 200	564, 500
受取負担金	14	1, 730, 000	1, 770, 000	-40, 000
受取負担金	15	80,000	0	80,000
青年部会受取負担金	16	750, 000	810, 000	-60, 000
女性部会受取負担金	17	900, 000	960, 000	-60, 000
雑収益	18	152, 000	223, 500	-71, 500
受取利息	19	2,000	3, 500	-1, 500
雑収益	20	150, 000	220, 000	-70, 000
経常収益計	21	32, 909, 950	31, 497, 950	1, 412, 000
(2) 経常費用		02,000,000	01, 101, 000	
事業費	22	27, 175, 600	26, 810, 270	365, 330
役員報酬	23	594, 000	3, 564, 000	-2, 970, 000
給料手当	24	6, 750, 000	4, 050, 000	2, 700, 000
臨時雇賃金	25	0,100,000	0	0
退職給付費用	26	90,000	315, 000	-225, 000
福利厚生費	27	1, 332, 000	1, 073, 700	258, 300
会議費	28	2, 580, 000	2, 300, 000	280, 000
旅費交通費	29	3, 960, 000	3, 660, 000	300, 000
通信運搬費	30	890, 000	890, 000	0
減価償却費	31	9,000	18, 000	-9, 000
消耗品費	32	690, 000	551, 000	139, 000
修繕費	33	180, 000	222, 000	-42, 000
印刷製本費	34	2, 900, 000	2, 950, 000	-50, 000
燃料費	35	67, 500	69, 300	-1, 800
水道光熱費	36	283, 500	279, 000	4, 500
賃借料	37	1, 166, 400 63, 000	1, 166, 400	0 000
保険料 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	_		72, 000	-9, 000 50, 000
諸謝金	39	1, 580, 000	1, 530, 000	50, 000
租税公課	40	13, 500	12, 870	630
支払負担金	41	960, 000	500, 000	460, 000
委託費	42	350, 000	700, 000	-350, 000
会場費	43	1, 650, 000	1, 760, 000	-110, 000
表彰費	44	41,000	55, 000	-14, 000

リース料	45	216, 000	227, 000	-11,000
事務所管理費	46	434, 700	435, 000	-300
支払手数料	47	220, 000	300, 000	-80, 000
雑費	48	155, 000	110, 000	45, 000
管理費	49	3, 823, 400	4, 400, 730	-577, 330
~	50	66, 000	396, 000	-330, 000
給料手当	51	750, 000	450, 000	300, 000
臨時雇賃金	52	0	70, 000	-70, 000
退職給付費用	53	10,000	35, 000	-25, 000
福利厚生費	54	148, 000	119, 300	28, 700
会議費	55	420, 000	360, 000	60, 000
旅費交通費	56	40, 000	40,000	0
通信運搬費	57	160, 000	160, 000	0
減価償却費	58	1,000	2,000	-1, 000
消耗品費	59	210, 000	149, 000	61, 000
修繕費	60	20,000	18,000	2, 000
印刷製本費	61	530, 000	480, 000	50, 000
燃料費	62	7, 500	7, 700	-200
	63	31, 500	31,000	500
	64	129, 600	129, 600	0
保険料	65	7,000	8,000	-1, 000
諸謝金	66	20, 000	20, 000	1,000
租税公課	67	1, 500	1, 430	70
支払負担金	68	300, 000	303, 000	-3, 000
委託費	69	30,000	0	30, 000
安儿貝 会場費	70	120, 000	590, 000	-470, 000
	71	130, 000	132, 000	-2,000
	72	60, 000	45, 000	15, 000
表彰費	73	79, 000	85, 000	-6, 000
リース料	74	24, 000	25, 200	-1, 200
事務所管理費	75	48, 300	48, 500	-200
支払手数料	76	460, 000	630, 000	-170, 000
雑費	77	20,000	65, 000	-45, 000
経常費用計	78	30, 999, 000	31, 211, 000	-212, 000
当期経常増減額	79	1, 910, 950	286, 950	1, 624, 000
2. 経常外増減の部	10	1, 010, 000	200, 300	1, 02 1, 000
(1) 経常外収益				
経常外収益計	80	0	0	0
(2) 経常外費用	00	0	0	0
経常外費用計	81	0	0	0
当期経常外増減額	82	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	83	1, 910, 950	286, 950	1, 624, 000
法人税、住民税及び事業税	84	0	200, 000	-200, 000
当期一般正味財産増減額	85	1, 910, 950	86, 950	1, 824, 000
一般正味財産期首残高 一般正味財産期首残高	86	15, 363, 136	15, 276, 186	86, 950
一般正味財産期末残高	87	17, 274, 086	15, 363, 136	1, 910, 950
Ⅱ 指定正味財産増減の部	31	11, 211, 000	10, 000, 100	1, 010, 000
受取補助金等				
	88	10, 447, 700	9, 883, 200	564, 500
	89	-10, 447, 700	-9, 883, 200	-564, 500
当期指定正味財產增減額	90	0	9, 663, 200	0
	91	0	0	0
指定正味財産期末残高	92	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	93	17, 274, 086	15, 363, 136	1, 910, 950
业 工外的压剂/N/X间	UU	11, 414, 000	10, 000, 100	1, 310, 330

平成27年度

税制改正のあらまし

(法人税関係抜すい)

1 法人税率の引下げ ──

法人税の税率が23.9%(改正前25.5%)に引き下げられました。 これに加え、法人事業税所得割の税率の引下げも行われ、これにより法人実効税率は次のとお りとなります。

		改正	E後
	改正前	平成27年 4 月 1 日以後 開始事業年度	平成28年 4 月 1 日以後 開始事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
(参考)大法人向け法人事業税所得割 *地方法人特別税を含む *年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
(参考)国・地方の法人実効税率 *標準税率ベース	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例(所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率:19%→15%)の適用期限は、2年延長されます。

【中小法人に係る法人税の適用税率】

適用区分	改正前の適用税率	平成27年 4 月 1 日以後 開始事業年度
所得金額800万円超の部分	25.5%	23.9%
所得金額800万円以下の部分	15%(本則19%)	15%(本則19%)

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度に生じた欠損金額をその各事業年度の翌事業年度以降に繰り越し、所得金額の計算上損金の額に参入するものです。今回の改正では、大法人に対する欠損金の繰越控除限度額の引き下げなどが行われました。

(1) 中小法人等以外(大法人)の場合

① 欠損金の控除限度額の引下げ

中小法人等以外の法人における青色申告書を提出した事業年度の欠損金、災害損失金及び 連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額については、段階的に引き下げられます。

		改正後				
	改正前	平成27年 4 月 1 日以後 開始事業年度	平成29年 4 月 1 日以後 開始事業年度			
控除限度額	繰越控除前の 所得金額の80%	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の50%			

② 再建中の法人にかかる欠損金

上記①にかかわらず、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人のその再生 手続き開始の決定等の日から再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内 の日の属する各事業年度については、欠損金の控除限度額が所得金額の100%となります(平 成23年度税制改正における経過措置については、統合して廃止(注))。ただし、金融商品取引所へ上場等した場合にはその上場等の日以後に終了する事業年度は対象外となります。

なお、会社更生等による債務免除等があった場合における設立当初からの欠損金の損金算入 制度については、その取扱いに影響はありません。

(注)再生手続き開始の決定を受けたこと等の事実が生じた場合には、欠損金の控除限度額を 所得金額の100%とする経過措置が設けられていました。

③ 新設法人にかかる欠損金

上記①にかかわらず、法人の設立(合併法人にあっては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等)の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、欠損金の控除限度額は所得金額の100%となります。ただし、金融商品取引所へ上場等した場合にはその上場等の日以後に終了する事業年度は対象外となります。

なお、資本金の額等が5億円以上の法人等(大法人)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人については、その対象となる新設法人から除かれます。

(2) 中小法人等の場合

中小法人等(注)における欠損金の控除限度額は、所得金額の100%のまま変更ありません。(注)中小法人等とは、次の法人をいいます。

- ① 普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。
 - ※ 投資法人、特定目的会社、受託法人、相互会社、資本金の額等が5億円以上の法人等 (大法人)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を 保有されている法人を除きます。
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

(3) 特定目的会社等の場合

特定目的会社、投資法人、特定目的信託にかかる受託法人及び特定投資信託にかかる受託法人で、支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、欠損金の控除限度額は、所得金額の100%のまま変更ありません。

(4) 繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から10年(改正前9年)に延長されます。

これに伴い、次の措置が講じられます。

		改正後
	改正前	平成29年 4 月 1 日以後 開始事業年度
欠損金の繰越控除の適用にかかる帳簿書類の保存期間	9年	10年
欠損金額にかかる更正の期間制限	9年	10年
欠損金額にかかる更正の請求期間	9年	10年

適用時期

(1)の改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(4)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

ふれあいコーナー



エコカー時代の到来に思うこと

ネッツトヨタ三重株式会社 常務取締役 平 野 真 也

ここ数年の車の進歩は目覚ましく、まさに世はエコカー全盛時代へと突入しております。

ネッツトヨタ三重も、創業 4 8 年となり、もうすぐ半世紀という時を刻もうとしております。創業 当時はスプリンターという車をメイン車種として販売しておりましたが、現在では街に目をやると数 多くのエコカーが走るエコカー全盛時代となりました。

さて一言で「エコカー」と言いましても、色々なエコカーがございます。皆様ご存知でしょうか。 そこで、最近のエコカーについて簡単にご説明いたします。

1 電気自動車(EV)

ガソリンではなく、電気を充電しモーターで走る車です。車本体からは、二酸化炭素などが排出 されません。しかし、充電に時間がかかるのと、航続距離にまだまだ課題があります。

2 燃料電池車(FCV)

E V と同じく電気でモーターを駆動し走る車です。 E V と異なる点は、F C V は水素を燃料として使用し、燃料電池内で水素と酸素を結合させることにより電気を発電し、そのエネルギーで走行します。走行時に排出されるのは水だけのため、究極のエコカーと呼ばれますが、水素のインフラ設備やコスト面や技術的な課題がまだあります。

3 ハイブリッドカー (HV)

日本のエコカーといえば、現在はこのHVの全盛期となっております。電気自動車と従来のガソリン車を組み合わせて、燃費を大幅に向上しております。その組み合わせを簡単に説明すると、発進時は主にEV走行、巡航時は主にガソリン走行、停止時には電気エネルギーを回収するという機構になっております。燃費が倍になれば、排出する二酸化炭素等は約1/2になります。また外部から充電可能なHVも少しずつ増えており、それらはプラグインハイブリッド(PHV)と呼ばれています。

4 クリーンディーゼル

ディーゼルというとトラックからの黒い排気ガスをイメージされる方もおられるとは思います。現在ではディーゼルエンジンの燃焼技術が向上し、ヨーロッパではクリーンディーゼルがエコカーの中心となっております。

最後に、エコカー時代になっても、われわれディーラーに求められるのは、お客様が安心してお車に乗れるような万全のアフターフォローをしていくことだと思っております。そのためには、エンジニアの技術力向上が不可欠です。自動車の技術向上は目覚ましく、それに対応するエンジニアの育成・教育に、改めてネッツトヨタ三重として全力を注いで参りたいと思います。



ふれあいコーナー



人生を振り返って

株式会社 イノモ塗装

井 面 三 砂

結婚して48年。商売も始めてで、勤務していた頃の延長の様なところもありました。 子育てをしながら電話応対が多くて叱られる事が多く、倒される事もありました。 商売は大変だなと思っていました。

34歳の時スペイン、パリの旅行のチャンスに恵まれて、当時ドルは360円、羽田発アンカレジ経由パリ行きで17時間の飛行でした。不安と共に初めての事に挑戦する夢がありました。嬉しくて嬉しくてこれが花の都パリなんだ、とても感動しました。海外旅行する事によって、度胸がつき勇気も湧いてきました。

商売をしていく上でも、とても強くなり、「強気だな」と脅された事もありました。

人は誰でも「その気になってやれば必ず出来る」がむしゃらに働き、仕事の間をぬっては旅行に行き、55ヶ国を回ってきました。

他国の人とのふれあい、皆良い人ばかりなんですが、とても貧困な国で水、電気も、ままならぬ人達が沢山います。ネパールに行った時、貧しいながらも美しいヒマラヤ山脈に囲まれて、のどかに暮らしていた人たちが、あの地震によってどうなっただろうかと、心を痛めます。

日本程良い国はないと思いつつ、日本に生まれて良かったと感謝しています。これも健康であれば こそ出来ることです。

世代交代で、まさか娘二人で会社を継ぐわけはないだろうと思っていましたら、長女の婿が会社を継ぐと言って正直嬉しい様な淋しい様な気持ちになりました。

時代も変わり机上には台帳もいらない、パソコンにすべて入っていると言う。

人の心はそうはいかない。お客様を大切にし、従業員も大切に気遣うように、これはいつの時代になっても変わりません。そう教えています。



ネパール マチャプチュレ



☆ おじゃまします ☆



株式会社 オサム

代表取締役 加 藤 理

津市大門29-18 TEL 059-227-0368

会社のお仕事(事業の内容)は…。ご創業はいつですか。

飲食業(おでん専門店)。創業は平成4年10月です。

営業時間は「おでんのオサム」17:00~23:00、「菜食健美オサム」11:00~14:30(夜は予約制です)。

定休日:日曜日





社是とかモットーはございますか。

おでん一筋23年。味を守り続ける事が使命だと考えております。

今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

特に体調管理には気を付けてます。風邪をひけば味は分からなくなりますし、カウンター 商売も出来ません。又、スタッフの確保には年々厳しさを感じます。特に冬場は苦労し ます。

これからの展望とか夢はいかがですか。

「おでんのオサム」に隣接し、「菜食健美オサム」をオープンし8年目。野菜たっぷりのランチは女性に人気です。今年秋、美味しいは健康な体があってこそと考え、オサムグループとして島崎町にトレーニングジムを開業予定。





- **Q** 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。 入会させて頂いたばかりです。色々勉強させて下さい。
- お子さまの頃はどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。

歌手です。母がピアノの先生をしていた事もあり、幼い頃から歌うことが好きでした。8年前夢が叶いキングレコードよりデビュー。「暖簾一代」はカラオケで配信されてます。店が休みの時(日・祝)に歌手活動しております。





Q 健康のためなさっている事はありますか。

昼のあいている時間にトレーニングジムやボクシングジムに通っております。この秋自身でジムを開業します。皆様と一緒に健康になりましょう。お食事の得点も付ける予定です。

Q ご趣味は何ですか。

旅行。歌う事。筋トレ。



はお好きな言葉とか、座右の銘とか。

「鮮心」道場六三郎さんに色紙に書いて頂いた 言葉です。日々繰り返しの仕事でもお客様の顔

ぶれは違います。毎日新鮮な気持ちで仕事に取り組む事をスタッフ一同心がけています。

Q 何かPRなさることはありませんか。また最後に何か一言ありませんか。

「おでんのオサム」「菜食健美オサム」「036ジム」「演歌歌手オサム」 常に前進のオサムをどうか宜しくお願いします。

「菜食健美オサム」は全室個室で40名様までのご宴会も承っております。



☆ おじゃまします ☆



株式会社 ドリーム企画

代表取締役 奥 山 好 治

津市大門10-7 ピッチャーズビル1F TEL 059-227-8641

Q 会社のお仕事(事業の内容)は…。 ご創業はいつですか。

> 結婚式の司会、DVD制作会社。同時に飲食店経営も約30年間やっております。 平成元年。

- 社是とかモットーはございますか。
 初心忘るべからず。すべてOK。
- **Q** 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。 ありません。27年間楽しかったです。
- これからの展望とか夢はいかがですか。

漁師になりましたので、お魚を皆様に提供したい。



- **Q** 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。 (すみません、わかりません)別にありません。
- ② お子様の頃はどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。 サイドカーに乗ること!
- **Q** 健康のためなさっている事はありますか。 船に乗ること。
- ご趣味は何ですか。
 釣り、オートバイ。



- る好きな言葉とか、座右の銘とか。
 すべてを許す。
- 何かPRなさることはありませんか。また最後に何か一言ありませんか。 企業PR (新工場落成のPR用など)、冠婚葬祭等のDVDの事なら当社へ。 飲食店も経営しておりますので、ウイスキーを飲むならクロウズネストへ。 団体客様 (30名様まで) 予約可能です。





•••• ● ● 第69回 東海法人会大会 ● ● ● ● ● ● ●

平成27年3月6日(金) (於) 岐阜グランドホテル

名古屋国税局管内の愛知・岐阜・三重・静岡県内の法人会から約380名が集まり、津法人会からは3名が参加しました。

●●一般社団法人 三重県法人会連合会 第3回通常総会●●●

平成27年6月18日(木) (於) 津都ホテル



公益財団法人 全国法人会総連合の「功労者表彰規定」および一般社団法人三重県法人会 連合会の「表彰規定」により、今年は次の3名の方々が受賞されました。

> ■ 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰 【単位功労者】



宮木 康光 様 (常任理事・㈱栄屋理化)

一般社团法人 **三重県法人会連合会会長表彰** 【役員功労】



青山 春樹 様 (常任理事・㈱第一ビル)



橋本 正治 様 (理事・東海土建㈱)

••••● 研修委員会活動 ●●●●●●





「人が輝く」~最善最幸の生き方・働き方~



株式会社ビスタワークス研究所 代表取締役社長 大原 光秦 様



7月1日(水)

(於) 津商工会議所



「初級複式簿記講座」

── 津商工会議所と共催 ──

公認会計士 **安井 広伸** 様

本年も津商工会議所と共催で8月7日まで 計12回開催し、17名が受講されました。

7月14日 (火) (於) 津都ホテル



「平成27年度税制改正セミナー」

--- 津商工会議所と共催 ----

税理士中田 健一様

平成27年度税制改正について、55名の皆様に詳しく解説していただきました。

••••●● 厚 生 委 員 会 ●●●●●

● 会員親睦ボーリング大会 ●

8月5日(水) 18:00~(於) 津グランドボウル

本年は、85名の参加を得て開催し会員様同士で交流を図られ皆様に楽しんで頂きました。





◆上位入賞者(スコア)◆

優勝 板倉 大祐 (390)

2位 和田 清(360)

3位 岡山 和也 (351)

★☆★ 今後の行事予定 ★☆★

行事内容	場	所
「(仮称) マイナンバー法とその実務」 津税務署法人課税第一部門統括国税調査官 小澤 伸之氏 他	津都ホテ	- Jレ
会員親睦ゴルフ大会	伊勢中川 ゴルフ	 フクラブ
会員親睦旅行 「秋の京都 嵐山渡月橋の散策と渡月亭での昼食会	<u>;</u>]	
講師 作家		
1961年熊本県生まれ。國學院大學文学部卒業後、新橋演舞場株式 2006年に上梓した処女作『芸者論-神々に扮することを忘れた日本人 和辻哲郎文学賞を受賞。文学、美術、演劇、芸能、花街、きもの…ね 的な世界のわかりやすい解説と、柔和な語り口から放たれるシニカルで鋭	』(雄山閣) て こど、日本文(いコメントが)	で第20回 比の伝統
	行事内容 「(仮称)マイナンバー法とその実務」 津税務署法人課税第一部門統括国税調査官 小澤 伸之氏 他 会員親睦ゴルフ大会 会員親睦旅行 「秋の京都 嵐山渡月橋の散策と渡月亭での昼食会 全体研修会・絵はがきコンクール表彰式 講演会 演題「言葉のあつかい〜自分らしい話し方を身に 講師 作家 ★講師紹介★ 1961年熊本県生まれ。國學院大學文学部卒業後、新橋演舞場株式 2006年に上梓した処女作『芸者論一神々に扮することを忘れた日本人 和辻哲郎文学賞を受賞。文学、美術、演劇、芸能、花街、きものいる的な世界のわかりやすい解説と、柔和な語り口から放たれるシニカルで鋭	行事内容 場

● 支 部 研 修 会

-志支部研修旅行。

1月21日(水)

視察研修

「高野山・奥の院」を見学

参加会員 34名



久居支部研修旅行



1月27日(水)

視察研修

「スズキ歴史館」見学と 舘山寺散策•小国神社参拝

参加会員 35名

津北・橋北・安芸支部合同研修会・

1月15日(木) 野田米菓様の工場見学と研修会

税務研修

「税よもやまばなし」

講師 津税務署法人課税第一部門 統括国税調査官

辻村 政基様

参加会員 44名



拶 挨



都 (公社)津法人会女性部会 部会長 廣田

今夏はエルニーニョの関係でしょうか、すっきりしないお天気が続 いております。ムシムシとしたこの季節を、皆様いかがお過ごしでしょ うか。

日頃 皆様には、女性部会へのご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

女性部会では報告会も終わり、新しい年度での活動も始まりました。

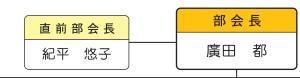
5月に開催致しました親睦バス旅行は、王候のバラ園や迎賓館など別世界の雰囲気を味 わって来ました。

7月7日には、津警察署にお願いして「特殊詐欺に遭わないための防犯対策」講座を開 催させて頂きましたが、一般の皆様にもたくさんご参加を頂き、成功裏に終了する事が出 来ましたことを嬉しく思っております。

また、今年の映画会では租税教室として映画上映前に税務署の方々にもご協力頂き、会 場の子ども達全員参加の、「税金クイズ」を開催することができました。

社会貢献が求められる今、女性部会にも新しい挑戦が求められています。どうかこれか らも女性部会へのご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

平成27年・28年度女性部会組織表



総	務		糸	且織	ŧ	Æ	兑 制	J	J	広 幸	R	7	开修	•	J.	享 生	Ξ.
委員長	松田	弘子			さなみ	委員長	梅本	真澄	委員長	高橋	恵子	委員長	井面	三砂	委員長	原	清子
副委員長	中井	志紀			ハつ子	副委員長	野田	恵子	副委員長	伊藤	惠子	副委員長	小田	充代	副委員長	神田	千津子
委員	西村	政伊	委 員		川啓子 たか子	委 員	原田	昭子	委 員	Ш□	滋子	委員	別所	佳子	委 員	小林	典子
" ;	倉田	孝美	"	安東	サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	11	前川	貴恵	11	田辺	千代子	11	宮上と	こよ子	11	浜口	好恵
11	玉井	京子	<i>"</i>	小林	美賀	11	山路/	小百合	11	加藤	永子	11	岡林	品	11	大河内	みさ子
			//	落合	里咲							11	田中美	美恵子			
			11	堀川	正代												

(順不同·敬称略)

平成27年度 今後の行事予定

講演会

10月17日(土) 13:30~15:00 (於)津都ホテル



<mark>講師</mark> 駅弁マイスター **三浦 由紀江** 様

┏━▽ 『売り上げ不振を打破する! 究極の接客・販売・人材育成術』

※部会員の方には後日詳細を送付させて頂きます。

報告会

日時:平成27年4月22日(水)

公益社団法人となり、2度目の報告会 を迎えました。今年は、鳥羽国際ホテル と伊勢市の蔵のある町・河崎の見学。

参加者は 54 名。行きの車中で、26 年 度事業・会計報告、27 年度事業計画報告 が行われました。バスの補助席まで、いっ ぱいのにぎやかな報告会でした。

地元産を中心に選び抜かれた素材を使



用した、鳥羽国際ホテルならではのランチを堪能。その後は、河崎へ。河崎商人館は、江



戸時代には伊勢神宮への参拝客で賑わう「伊勢の台所」としての役割をはたしていたとか。現在でも、軒を連ねた古い町家や商人の蔵などが残っていて、往時の人々の暮らしぶりをうかがい知ることができました。

玉井 京子

研修親睦バス旅行

日時:平成27年5月25日(月)

日の出より早く起きた人も見える、ちょっと朝の早い、今年の研修親睦バス旅行。180種の色とりどりのバラ、バラ、バラ。バラと出会えました。そのバラの香りに癒される様に須磨離宮公園をのんびりと散策。昼食は大正の気品が漂う神戸迎賓館レストラン。和の格調高い雰囲気が残る鳳凰の間でゆっくりと楽しくいただきながら、鳳凰をかたどった欄間や障子などの組子細工の説明を受け改めて、職人の技に感心しました。午後はTASAKIで目の保養となるジュエリーとの出会い。そしてショッピングです。ゆったりとした、親睦を深める優雅な一日を過ごしました。これからも皆で楽しく凛とした女性部会に一。

浜口 好恵





個人住民税における特別徴収について

平素は税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県と津市では、給与所得者の利便性を向上させるとともに、収入未済額の縮減につなげるため、平成21年度から連携して、給与所得者における個人住民税の特別徴収の推進に取り組んできました。

その結果、三重県では、平成26年度の給与所得者における個人住民税の特別徴収割合が、 86.1%となり、全国で2番目に高い水準となりました。

また、津市は89.9%となり、県内平均を大幅に上回る県内2番目の高水準になりました。

・三重県内の個人住民税の特別徴収割合

	年度	特別徴収の割合	全国又は 県内の平均	順位	
	26年度	86.1%	76.0%	全国2番目 (山梨県:87.2%)	
三重県	25年度	73.1%	73.8%	全国28番目 (熊本県:83.5%)	
	21年度	66.0%			
津市	26年度	89.9%	86.1%	県内2番目 (いなべ市:91.0%)	

・今後の取り組み等

これまでの、給与支払者(事業者)及び法人会をはじめとする各団体の皆様方には多 大なご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今後も、納税者の利便性の向上や、税の公平性の確保及び納期限内納付を推進してまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いします。

【参考】特別徴収とは

給与支払者(事業者)が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税(個人市町民税 +個人県民税)を納税義務者である給与所得者(従業員)に代わって、毎月従業員に 支払う給与から徴収(引き去り)し、納入していただく制度です。

・お問い合わせ先

○ 制度の推進について

三重県津総合県税事務所

☎059-223-5023

○ 賦課・徴収について

津市政策財務部 市民税課

☎059-229-3130

事務局だより●

1. 趣味のコーナー

- ●●●● 俳句、短歌、川柳の投稿 ●●●●
- お題は「海」

宛 先 広報委員会

応募 FAX、ハガキでお願いします。 投稿はお1人様2首まで。住所、氏名、電話番号記載の上ご投稿下さい。 応募いただいた方に、記念品を贈呈します。

優秀作品は次回「ふれあい」に掲載させていただきます。

2. 表紙写真のご紹介

- ★長年ご好評いただきました「国内名瀑シリーズ」から今回から「海外シリーズ」に変わりました。
- ★今回は、皆様ご存知の北米最大の世界三大瀑布「ナイアガラの滝」です。滝の落差は約50mとさほど高くはありませんが、毎分168千㎡の水量は北米で最も大きいものです。ナイアガラの滝はカナダ滝、アメリカ滝、ブライダルベール滝の3つから構成されていますが、掲載写真はカナダ滝から撮ったもので大変めずらしい写真です。

写真提供:株式会社小林運輸 取締役会長 小林俊二様

3. 会員の皆様へ法人会からのお願い

会員企業の所在地等変更がございましたら、公益社団法人津法人会事務局までFAXまたは書面にてご連絡下さい。

- 法人所在地の移転・変更
- 法人名の変更
- 代表者の変更
- 電話番号・FAX番号の変更 等
- 事業種目の変更
- 決算期の変更
- 資本金等の変更

4. 事務局人事

• 定年退職 佐波 正一(前専務理事)

7年間 大変お世話になり厚くお礼申し上げます。 今後は一市民として、講演会に参加させていただきます。

• 新規採用 湯浅 達也(事務局長)

今年度からお世話になります。前任者同様ご厚情賜りますようお願いします。

[発 行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会

〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館 4 階

(TEL 225-1302 • FAX 227-6085)

http://www.tsu-hojinkai.or.jp

[印刷] 共立印刷株式会社





法人会の「経営者大型総合保障制度」は 昭和46年に発足し、 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。 これからも会員のみなさまを お守りしてまいります。



三重支社/津市栄町1-840 TEL 059-226-1363



AIU保険会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1 (森永三重ビル3F) TEL 059-229-1581

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。





◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉



三重支社

〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル 6 F 法人会フリーダイヤル 🔯 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0023 6月10日